**関東学生ハンドボール連盟**

**新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（改訂）**

令和３年８月９日

関東学生ハンドボール連盟

１　基本方針

本ガイドラインは、（公財）日本スポーツ協会が作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び『「新型コロナウイルス感染症状況下での安全なハンドボール競技活動について」 ～選手・スタッフ・関係団体のためのガイドライン～（第２版）』を基に、関東学生ハンドボール連盟が主催する各種大会等に関するリーグ戦等開催の指針として作成されたものである。加盟各大学においては、本ガイドラインや各大学が示す感染予防対策を徹底し、安全な大会運営等への協力をお願いする。

また、本ガイドラインは、前述各ガイドラインとともに、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会における提言等を踏まえ、現段階における知見等に基づき検討されたものであることから、今後、変更の可能性があることについて御留意願いたい。

２　大会等開催条件

本連盟が主催する大会については、次の場合には開催を見合わせることとする。条件が整うことを開催の条件とする。

①　国や開催地自治体並びに中央競技団体等から、開催を中止または延期の検討をするよう要請があった場合

②　その他、本連盟がやむを得ず中止の判断をした場合

①　開催地域に緊急事態宣言が出ていないこと

②　開催地域に外出制限がかけられていないこと

③　国が示すイベント開催制限の段階が「ステージ３」以下であること

※但し、開催地都県知事の承認が得られない場合はその限りではない。

３　大会等開催時の感染予防対策

本連盟及び参加者については、以下の事項について遵守し、感染予防対策を徹底すること。また、大会等の実施に当たっては、開催地都県知事の方針に従うこと。

（１）本連盟の遵守すべき事項

①　参加者の感染予防のために実施すべき事項等について、あらかじめ整理し、適切な場所（会場の受付場所やトイレ、更衣室等）に掲示すること

②　各遵守事項が適切に行われているか、定期的に会場内を巡回し確認すること

③　各会場における緊急時の対応計画及び連絡体制を確立しておくこと

④　各会場における換気方法（密閉回避）を検討しておくこと

⑤　一定時間当たりの会場内滞在者数について（密集回避）検討し、事前に参加チームに伝えること

⑥　受付、ミーティング方法等（密接回避）について、参加チームに伝えること

⑦　必要な衛生用品（手指消毒薬、石鹸等）を準備し、適切な場所に設置すること

⑧　感染症拡大防止の観点から、原則、無観客で大会を運営すること

⑨　健康観察未実施の参加者（選手・スタッフ等）の参加は認めないこと

⑩　会場内での接触を避けるため、通行方法等のゾーニングを検討すること

⑪　入場管理を徹底できるよう、受付以外の出入口は設けないこと

⑫　体調不良者が出た場合の部屋、使用するトイレを想定しておくこと

⑬　大会中、大会後に感染が判明した場合に備え、大会当日書面により提出させた関係者の健康状態（健康チェックシート）について、大会終了後1か月間はチームごとに保存しておくこと

（２）参加者（選手・スタッフ等）の遵守すべき事項

①　こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること

②　常時マスクを着用すること（競技者以外は、可能な限りマスクを着用すること）

③　他の参加者、スタッフ等との適切な距離（最低1ｍ以上）を確保すること

④　会場内での不必要な会話、応援等を慎むこと

⑤　タオル等の共用、ペットボトル等の飲み回しはしないこと

⑥　飲食の際は対面を避け、会話はしないこと

⑦　ゴミについてはすべて持ち帰ること

⑧　大会終了後２週間以内に感染が確認された場合は、本連盟事務局に陽性者発生報告と濃厚接触者の有無等について速やかに報告すること

⑨　選手の参加については、本人及び大学側の同意があること

⑩　その他、主催者が定めた感染防止のための遵守事項、指示に従うこと

（３）会場への移動方法等

①　試合会場が遠方の場合、個人の車や大学ごとにバスで移動することを推奨する。

②　やむを得ず公共交通機関を利用する際は、少人数で移動し、マスクを着用するとともに会話を控えること

③　会場到着後は、顔をできるだけ触らずに、速やかに手を洗うこと

４　選手・スタッフ等の参加見合わせについて

以下の事項に該当する場合は、選手・スタッフ等の大参加を見合わせてもらう。

①　本人の健康状態がすぐれない場合 （平熱より１度以上高い発熱、咳、咽頭痛などの風邪症状、味覚異常がある等）

②　同居家族や身近な知人等に感染が疑われる（※１）方がいる場合

③　海外から帰国し、国の指示を受けた待機期間（14日）が終了していない場合

④　陽性者の濃厚接触者（※２）となり、健康観察期間が終了していない場合

⑤ その他、主催者が参加を見合わせることが適切であると判断した場合

５　選手・スタッフ等に陽性が確認された際の考え方について

選手・スタッフ等に陽性者が確認されたことを以って、直ちにチーム全体の参加制限を行うのではなく、陽性者及び濃厚接触者となった選手・スタッフ等への適切な対応に留めるものとする。また、ＰＣＲ検査の有効性については、共通認識（※３）を図っておく必要がある。

（１）参加条件について

大会前に選手・スタッフ等に陽性が確認された場合は、特別な場合（※４）を除き、以下のとおりとする。

①　参加予定選手・スタッフ等が陽性者となった場合は、参加前日までに、厚生労働省及び所管保健所の指示による健康観察期間が解除されていること

②　参加予定選手・スタッフ等が陽性者の濃厚接触者（又は特定される可能性がある）となった場合は、ＰＣＲ検査で陰性となり、陽性者との最終接触日から参加前日までに14日間が経過していること、または、ＰＣＲ検査を受けずとも無症状で14日間を経過していること

③　チーム全体で参加を見合わせるケースとは、選手・スタッフ等に陽性が確認され、濃厚接触者が特定されるまでの間に試合が設定されている場合とする

　　※　すべての参加予定選手・スタッフ等について、大会初日14日前から大会期間中の全日の健康観察と行動履歴を書面に残し、提出すること。

（２）大会実施当日の対応について

①　大会当日の会場で、発熱等の症状を訴える者を確認した場合には、すぐに「会場地都県各相談センター等」（※５）やかかりつけ医療機関等に電話などで相談し、対応を決定すること（基本的にはチームの責任のもとすぐに帰るようにさせる）

②　上記の場合、本人からの聞き取り等により、当日接触があった者は、会場内諸活動を中断させ、保護者等に迎えを依頼して帰宅させること

・当日マスクを着用せず、手の届く距離で会話をした

・当日対面して一緒に食事をした

・当日マスクを外し会場まで自家用車等に同乗した

③　上記①によって帰宅した者については、一時的な発熱等の他、別に症状がなかった場合は、かかりつけ医等に相談の上、翌日以降の参加を認めるものとする

④　上記②によって帰宅した者についても、原則、医師等に相談の上、翌日以降の参加を認めるものとする（但し、上記①によって帰宅した者が③によって翌日以降の参加が許可された場合はこの限りではない）

⑤　大会関係者については、大会終了後２週間以内に新型コロナウイルス陽性となった選手・スタッフがいた場合、速やかに濃厚接触者の有無等について事務局に報告すること

⑥　選手・スタッフ等に陽性が確認された場合、個人を特定しようとすることやＳＮＳ等で誤った情報を発信すること等について厳に慎むよう、全てのチーム関係者に指導すること

６　その他

上記のほか、必要に応じて詳細を別に定める。また、各大学等、リーグ戦各会場施設管理者が定めた感染防止対策措置について遵守すること

なお、現在、感染急拡大に伴い、陽性者発生時の保健所等による濃厚接触者の特定が行えないケースが散見されるため、その際は、参考における※２による行動歴を参加各大学が確認し、その結果を関東学生連盟安全委員会に打診することで、参加の可否判断を行うものとする。

【参考】

※１　同居の家族や寮などで同室の者に体調不良者がいる等

※２　陽性者の感染が確認された日（又は体調不良を訴えた日）＝発症日の２日前から、以下に該当する接触があった場合、濃厚接触者とされることが多い。

|  |
| --- |
| 〇　手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として１ｍ以内かつ１５分以上の接触で、マスクの着用なし）で陽性者と接触があった者〇　感染者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者〇　適切な感染対策なしに陽性者を看護もしくは介護していた者〇　陽性者と一緒に食事・会食をした者※　上記はあくまでも事例であり、陽性者の症状等から保健所が総合的に判断する。なお、所管保健所が接触の有無を特定するための資料について、関係者の陽性が確認された際は上記事項を踏まえ紙面で作成しておくことが望ましい。 |

※３　ＰＣＲ検査とは、検査時における感染の有無を判断するものであり、その後を保証するものではない。また、偽陰性・陽性を含め、陰性を証明させる等の行為そのものが医療行為を妨げるばかりか、合理性に欠けるという点について共通認識をしておく必要がある等

※４　関係者に陽性者が出た場合において、濃厚接触者がいないことが明らかな場合は、孤発例として扱うべきこと等

※５　大会開催都県における、新型コロナ感染症等相談センターの所在確認について事前確認をしておくこと

東京都　：新型コロナコールセンター　０５７０－５５０－５７１

茨城県　：茨城県庁受診相談センター　０２９－３０１－３２００

埼玉県　：新型コロナ感染症県民相談センター　０５７０－７８３－７７０

神奈川県：新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル　０５７０－０５６－７７４

千葉県　：電話相談窓口（コールセンター）　０３－６７４７－８４１４

千葉県　：電話相談窓口（コールセンター）　０３－６７４７－８４１４

栃木県　：受診・相談センター（コールセンター）　０５７０－０５２－０９２

群馬県　：群馬県受診・相談コールセンター　０５７０－０８２－８２０

山梨県　：山梨県新型コロナ感染症受診・相談センター　０５５－２２３－８８９６